

千葉県報

号外
令和6年3月22日

主要目次

○ 規 則	使用料及び手数料条例施行規則の一部を改正する規則	一
○	旅館業法施行細則の一部を改正する規則	二
○	公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則	二
○	旅館業法施行条例に基づく浴槽水等の水質基準及び水質検査に関する規則の一部を改正する規則	二
○	公衆浴場法施行条例に基づく浴槽水等の水質基準及び水質検査に関する規則の一部を改正する規則	二
○	千葉県建築基準法施行細則の一部を改正する規則	二
○	指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則を廃止する規則	三
○	人事委員会規則	三
○	職員の給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則	三
○	職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則	三
○	期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則	三
○	農林漁業普及指導手当の支給に関する規則の一部を改正する規則	四
○	職員の定年等に関する規則の一部を改正する規則	四
○	休日勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則	四
○	時間外勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則	四
○	職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則	四
○	訓 令	六
○	船員の給料に関する規程の一部を改正する訓令	六

規 則

使用料及び手数料条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十二日

千葉県規則第八号

使用料及び手数料条例施行規則の一部を改正する規則

使用料及び手数料条例施行規則（昭和三十一年千葉県規則第二十九号）の一部を次のよ

千葉県知事 熊谷 俊人

うに改正する。

別表第二第二十四号中「大麻取締法」を「大麻草の栽培の規制に関する法律」に改め、同号イからハまでを次のように改める。

イ 大麻草採取栽培者免許申請手数料

ロ 大麻草採取栽培者登録変更手数料

ハ 大麻草採取栽培者免許証再交付手数料

別表第二第九十八号の三を次のように改める。

九十八の三 建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）に基づく事務に係

る手数料のうち、次に掲げるもの

イ 敷地と道路との関係の建築物に対する制限の適用除外に関する大規模の修繕又は

大規模の模様替に係る認定申請手数料

ロ 道路内における建築物に対する制限の適用除外に関する大規模の修繕又は大規模

の模様替に係る認定申請手数料

ハ 建築物に対する制限の適用除外に関する移転に係る認定申請手数料

別表第二第九十九号の四「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物

のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改める。

別表第二中第九十九号の二の次に次の一号を加える。

百二十五の三 千葉県特定再生資源屋外保管業の規制に関する条例（令和五年千葉県条

例第三十号）に基づく事務に係る手数料のうち、次に掲げるもの

イ 特定再生資源屋外保管業許可申請手数料

ロ 特定再生資源屋外保管業変更許可申請手数料

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から、

別表第二第二十四号の改正規定は大麻取締法及び大麻及び向精神薬取締法の一部を改正

する法律（令和五年法律第八十四号。以下「改正法」という。）の施行の日から施行す

る。

（適用）

2 この規則の公布の日から改正法の施行の日までの間に改正法附則第六条の規定により

改正法第一条の規定の施行前に同条の規定による改正後の大麻草の栽培の規制に関する

法律第五条第一項の免許の申請を行う場合の改正前の使用料及び手数料条例施行規則別

表第二第二十四号の規定の適用については、同号中「大麻取締法」とあるのは「大麻取

締法及び大麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律（令和五年法律第八十四号）附

則第六条の規定により同法第一条の規定の施行前に行う同条の規定による改正後の大麻

草の栽培の規制に関する法律」と、同号イ中「大麻取扱者免許申請手数料」とあるのは

「大麻草採取栽培者免許申請手数料」とする。

旅館業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和六年三月二十二日

千葉県知事 熊谷 俊人

旅館業法施行細則の一部を改正する規則

旅館業法施行細則(昭和三十三年千葉県規則第十五号)の一部を次のように改正する。
第八条第二項中「同条第九号」を「同条第十四号」に改める。

別記第一号様式中「~~母體~~」を「~~母體~~(法人の組合にあつては、当該法人又はその
母體(子母體))」に改める。

別記第二号様式中「5 議受人が」を「5 議受人(」に、「~~子母體~~」が」を「~~子母體~~
母體)」に改める。

附則

この規則は、令和六年七月一日から施行する。ただし、別記第一号様式及び第二号様式
の改正規定は、公布の日から施行する。

公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和六年三月二十二日

千葉県知事 熊谷 俊人

公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則

公衆浴場法施行細則(昭和六十一年千葉県規則第三十五号)の一部を次のように改正す
る。

第二条中「及び第六号」を削る。
第九条第二項中「同条第三十号」を「同条第三十五号」に改める。

附則

この規則は、令和六年七月一日から施行する。ただし、第二条の改正規定は、公布の日
から施行する。

旅館業法施行条例に基づく浴槽水等の水質基準及び水質検査に関する規則の一部を改正
する規則をここに公布する。
令和六年三月二十二日

千葉県知事 熊谷 俊人

旅館業法施行条例に基づく浴槽水等の水質基準及び水質検査に関する規則の一部を

改正する規則

旅館業法施行条例に基づく浴槽水等の水質基準及び水質検査に関する規則(平成十五年
千葉県規則第一百二十号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第十二条第八号」を「第十二条第十三号」に、「同条第九号」を「同条第十
四号」に改める。

第二条第一項中「第十二条第八号」を「第十二条第十三号」に改める。

第三条中「第十二条第九号」を「第十二条第十四号」に改める。

この規則は、令和六年七月一日から施行する。

公衆浴場法施行条例に基づく浴槽水等の水質基準及び水質検査に関する規則の一部を改
正する規則をここに公布する。
令和六年三月二十二日

千葉県知事 熊谷 俊人

公衆浴場法施行条例に基づく浴槽水等の水質基準及び水質検査に関する規則の一部

を改正する規則

公衆浴場法施行条例に基づく浴槽水等の水質基準及び水質検査に関する規則(平成十五
年千葉県規則第一百十三号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第四条第二十九号」を「第四条第三十四号」に、「同条第三十号」を「同条
第三十五号」に改める。

第二条第一項中「第四条第二十九号」を「第四条第三十四号」に改める。

第三条中「第四条第三十号」を「第四条第三十五号」に改める。

この規則は、令和六年七月一日から施行する。

千葉県建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和六年三月二十二日

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県建築基準法施行細則の一部を改正する規則

千葉県建築基準法施行細則(昭和三十九年千葉県規則第十二号)の一部を次のように改
正する。

第十八条第二項第十六号中「第五十一条第四項」を「第五十一条第五項」に改める。
第二十三条第一項中「第十一条の四第一項」を「第十一条の三第一項」に改める。

別表施行条例第五十一条の規定が適用される建築物の項中「大規模の様替」を「大規模の様替」に改め、同項耐火構造等の構造詳細図の目に次に次のように加える。

施行条例第五十一条第一項の規定に適合することの確認に必要な図書	施行条例第五十一条第一項の規定に適合することを確認するために必要な事項
---------------------------------	-------------------------------------

別表施行条例第五十一条の規定が適用される建築物の項中「第五十一条第二項」を「第五十一条第三項」に改め、同項の備考第一号中「施行条例」の下に「第二十二條の二第一項、」を、「第二十六條第一項」の下に「第三十四條第一項」を、「第四十條の二」の下に「第四十一條、第四十三條の二」を加え、同項の備考第二号中「第五十一条第一項」を「第五十一条第二項」に改め、同項の備考第三号中「第五十一条第三項」を「第五十一条第四項」に改める。

附則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

令和六年三月二十二日

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県規則第十四号

指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則を廃止する規則

指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成二十五年千葉県規則第三十二号）は、廃止する。

附則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

人事委員会規則

職員の給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十二日

千葉県人事委員会委員長 諸岡 靖彦

千葉県人事委員会規則第二号

職員の給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の給料等の支給に関する規則（昭和二十七年千葉県人事委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「の日数」を「並びに同条第三項及び勤務時間条例第五条第二項において読み替えて準用する同条第一項の規定による勤務時間を割り振らない日の日数の合計日数」に改め、同条第五項第四号中「同条例」を「勤務時間条例」に改める。

第四条第二項第四号中「同条例」を「公益的法人等派遣条例」に改める。

附則

この規則は、令和六年六月一日から施行する。

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十二日

千葉県人事委員会委員長 諸岡 靖彦

千葉県人事委員会規則第三号

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則（昭和三十五年千葉県人事委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

第八条の五第一項中「同項第二号」を「同項第三号」に、「同項第四号」を「同項第五号」に改め、同条第二項中「第十一条第二項第二号」を「第十一条第二項第三号」に改める。

第八条の十第十号中「前各号」の下に「及び次号」を加え、同条に次の一号を加える。

十一 第一号又は第八号に掲げる作業に付随して行われる通訳の作業

第十条第一項中「の日数」を「並びに同条第三項及び勤務時間条例第五条第二項において読み替えて準用する同条第一項の規定による勤務時間を割り振らない日の日数の合計日数」に改め、同条第五項中「第十一条第八項第四号」を「第十一条第八項第五号」に改める。

附則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。ただし、第十条第一項の改正規定は、同年六月一日から施行する。

期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十二日

千葉県人事委員会委員長 諸岡 靖彦

千葉県人事委員会規則第四号

期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則（昭和三十九年千葉県人事委員会規則第十三号）の一部を次のように改正する。

第十二条第二項第七号中「週休日、」を「週休日並びに同条第三項及び勤務時間条例第五條第二項において読み替えて準用する同条第一項の規定による勤務時間を割り振らない日、」に改める。

附 則

この規則は、令和六年六月一日から施行する。

農林漁業普及指導手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十二日

千葉県人事委員会委員長 諸 岡 靖 彦

千葉県人事委員会規則第五号

農林漁業普及指導手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

農林漁業普及指導手当の支給に関する規則（昭和四十年千葉県人事委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第五條第一項中「第五條」を「第五條第一項」に改め、「週休日」の下に「並びに勤務時間条例第三條第三項及び勤務時間条例第五條第二項において読み替えて準用する同条第一項の規定による勤務時間を割り振らない日」を加える。

附 則

この規則は、令和六年六月一日から施行する。

職員の定年等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十二日

千葉県人事委員会委員長 諸 岡 靖 彦

千葉県人事委員会規則第六号

職員の定年等に関する規則の一部を改正する規則

職員の定年等に関する規則（昭和六十年千葉県人事委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第四條の次に次の一條を加える。

（管理監督職から除かれる職）

第四條の二 條例第六條に規定する地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。）第二十八條の二第一項本文の規定を適用することが著しく不相当と認められる職として人事委員会規則で定める職は、人事管理上の必要性に鑑み、当該職員の退職の日に限り臨時的に置かれる職とする。

第十一條第一項中「地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「及及び」という。）」を削る。

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

休日勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十二日

千葉県人事委員会委員長 諸 岡 靖 彦

千葉県人事委員会規則第七号

休日勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

休日勤務手当の支給に関する規則（昭和六十年千葉県人事委員会規則第三十六号）の一部を次のように改正する。

第三條中「第五條」を「第五條第一項」に改める。

附 則

この規則は、令和六年六月一日から施行する。

時間外勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十二日

千葉県人事委員会委員長 諸 岡 靖 彦

千葉県人事委員会規則第八号

時間外勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

時間外勤務手当の支給に関する規則（平成六年千葉県人事委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第三條中「又は第四條の」を「若しくは第四條の」に改め、「を定められている職員」の下に「又は勤務時間条例第三條第三項の規定により勤務時間を割り振らない日及び勤務時間の割振り定められている職員」を加え、「勤務時間条例第五條」を「勤務時間条例第五條第一項（同条第二項において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。）」「に、「同条第四項」を「同条第五項」に、「超えて勤務時間条例第五條」を「超えて勤務時間条例第五條第一項」に改め、同条第一号中「又は」を「若しくは同条第三項又は」に、「第五條」を「第五條第一項」に改める。

附 則

この規則は、令和六年六月一日から施行する。

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十二日

千葉県人事委員会委員長 諸 岡 靖 彦

千葉県人事委員会規則第九号

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成七年千葉県人事委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第一条の次に次の四条を加える。

(勤務時間条例第三条第三項の適用除外職員)

第一条の二 勤務時間条例第三条第三項に規定する人事委員会規則で定める職員は、育児短時間勤務職員等(勤務時間条例第二条第二項に規定する育児短時間勤務職員等をいう。以下同じ。)、定年前再任用短時間勤務職員(勤務時間条例第二条第三項に規定する定年前再任用短時間勤務職員をいう。以下同じ。)、任期付短時間勤務職員(勤務時間条例第二条第四項に規定する任期付短時間勤務職員をいう。以下同じ。)、及び会計年度任用職員(地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十二条の二第一項に規定する会計年度任用職員をいう。とする。)

(勤務時間を割り振らない日及び勤務時間の割振りの基準)

第一条の三 勤務時間条例第三条第三項の規定による勤務時間を割り振らない日及び勤務時間の割振りは、次の各号に掲げる基準に適合するものでなければならぬ。

一 勤務時間条例第三条第一項の規定による週休日のほかに設ける勤務時間を割り振らない日は、単位期間をその初日から一週間ごとに区分した各期間(単位期間が一週間である場合にあつては、単位期間。以下「区分期間」という。)ごとにつき一日を限度とすること。

二 勤務時間は、次に定めるとおりとすること。

イ 一日につき四時間以上とすること。ただし、休日(勤務時間条例第九条に規定する祝日法による休日及び年末年始の休日)をいう。以下同じ。)その他人事委員会の定める日(以下「休日等」という。)については、七時間四十五分とすること。

ロ 区分期間(前号の規定による勤務時間を割り振らない日を含む区分期間を除く。)ごとにつき一日を限度として職員があらかじめ指定する日(以下「特例対象日」という。)(休日等を除く。)については、四時間未満とすることができること。

三 月曜日から金曜日までの午前十時から午後三時までの時間帯において、勤務時間条例第六条第一項本文又は同条第二項の休憩時間(以下「基本休憩時間」という。)を除く時間は、この項の基準により勤務時間を割り振る職員に共通する勤務時間とすること。ただし、特例対象日を指定した職員の当該特例対象日については、この限りでない。

四 始業の時刻は午前七時以後に、終業の時刻は午後十時以前に設定すること。

職員(健康及び福祉の確保に必要な場合として人事委員会の定める場合に係る勤務時間条例第三条第三項の規定による勤務時間の割振りについては、人事委員会の定めるところにより、前項第三号に定める基準によらないことができるものとする。

任命権者は、第一項第二号から第四号まで(休日等に割り振る勤務時間に係る部分を除く。)に定める基準によらないことが、公務の能率の向上に資し、かつ、職員の健康及び福祉に重大な影響を及ぼすおそれがないと認める場合には、人事委員会と協議し

て、当該基準について別段の定めをすることができる。この場合において、当該別段の定めが人事委員会が定める基準に適合するものであるときは、当該人事委員会との協議を要しないものとする。

(勤務時間を割り振らない日及び勤務時間の割振りの手続)

第一条の四 勤務時間条例第三条第三項の職員の申告は、前条に定める基準に適合するものでなければならぬ。

任命権者は、前項の規定による申告(次の各号に掲げる場合に該当する職員の申告に限る。)について、その事由を確認する必要があると認めるときは、当該申告をした職員に対して、証明書類の提出を求めることができる。

一 中学校就学の始期に達するまでの子(勤務時間条例第八条の二第一項において子に含まれるものとされる者(以下「特別養子縁組の成立前の監護対象者等」という。))を含む。第十条第一項第三号を除き、以下同じ。)(配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。))の子を含む。)のある職員が当該子を養育する場合

二 勤務時間条例第十五条第一項に規定する日常生活を営むのに支障がある者(以下「要看護者」という。))を看護する職員が要看護者を看護する場合

三 障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和三十五年法律第二百二十三号)第二条第一号に規定する障害者(以下「障害者」という。))である職員が、同法第三十七条第二項に規定する対象障害者に該当する職員である場合又は当該職員以外の職員であつて勤務時間の割振りについて配慮が必要であると認められる職員に該当する場合

任命権者は、第一項の規定による申告を考慮して前条第一項第一号の基準による勤務時間を割り振らない日を設け、及び勤務時間を割り振るものとする。この場合において、任命権者は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるところにより勤務時間を割り振らない日を設け、及び勤務時間を割り振ることができるものとする。

一 次号に掲げる職員以外の職員 当該申告どおりの勤務時間を割り振らない日及び勤務時間の割振りによる公務の運営に支障が生ずると認める場合には、別に人事委員会の定めるところによること。

二 前項各号に掲げる場合に該当する職員 できる限り、当該勤務時間を割り振らない日及び勤務時間の割振りが申告どおりとなるように努めるものとし、当該申告どおりに勤務時間を割り振らない日を設け、及び勤務時間を割り振ると公務の運営に支障が生ずると認める場合には、別に人事委員会の定めるところによること。

任命権者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、前項の規定による勤務時間を割り振らない日及び勤務時間の割振り又はこの項の規定により変更された後の勤務時間を割り振らない日及び勤務時間の割振りを変更することができる。

一 職員からあらかじめ前項の規定により設けられた勤務時間を割り振らない日及び割り振られた勤務時間の始業若しくは終業の時刻又はこの項の規定により変更された後

の勤務時間を割り振らない日及び勤務時間の始業若しくは終業の時刻について変更の申告があつた場合において、当該申告どおりに変更するとき。

二 勤務時間条例第三条第三項の規定による申告をした職員から休憩時間の始まる時刻及び終わる時刻についての申告があつた場合において、当該申告に係る休憩時間を置くために勤務時間を割り振らない日及び勤務時間の割振りを変更するとき。

三 前項の規定により勤務時間を割り振らない日を設け、及び勤務時間の割振りを行い、又はこの項の規定により勤務時間を割り振らない日及び勤務時間の割振りの変更を行った後に生じた事由により、前項の規定による勤務時間を割り振らない日及び勤務時間の割振り又はこの項の規定による変更の後の勤務時間を割り振らない日及び勤務時間の割振りによると公務の運営に支障が生ずると認める場合において、別に人事委員会の定めるところにより変更するとき。

(単位期間)

第一条の五 勤務時間条例第三条第三項に規定する人事委員会規則で定める期間は、同項の規定による勤務時間を割り振らない日及び勤務時間の割振り(前条第二項各号に掲げる場合に該当する職員に係るものを除く。)については、四週間(四週間では適正に勤務時間を割り振らない日及び勤務時間の割振りを行うことができない場合として人事委員会の定めるところにあつては、人事委員会の定めるところにより、一週間、二週間又は三週間)とし、前条第二項各号に掲げる場合に該当する職員に係る勤務時間条例第三条第三項の規定による勤務時間を割り振らない日及び勤務時間の割振りについては、一週間、二週間、三週間又は四週間のうち当該職員が選択する期間とする。

第二条第三項中「(勤務時間条例第二条第二項に規定する育児短時間勤務職員等を含む。以下同じ。)」を削る。

第三条の見出し中「週休日の振替」を「週休日等の振替」に改め、同条第一項中「第五条」を「第五条第一項(同条第二項において読み替えて準用する場合を含む。以下この項において同じ。)」に、「同条」を「勤務時間条例第五条第一項」に改め、同条第二項中「週休日の振替」を「週休日等の振替」に改め、「を週休日」の下に「又は勤務時間条例

第三条第一項の規定による週休日のほかに設ける勤務時間を割り振らない日」を加え、「割り振られた勤務時間を同条」を「割り振られた勤務時間を勤務時間条例第五条」に改め、同条第三項中「週休日の振替」を「週休日等の振替」に改め、「ほか、週休日」の下に「及び勤務時間条例第三条第一項の規定による週休日のほかに設ける勤務時間を割り振らない日」を、「第三条第二項」の下に「若しくは第三項」を加え、同条第四項中「週休日の振替」を「週休日等の振替」に改める。

第四条第一項中「同項本文又は同条第二項の休憩時間(以下「及び」という。)」を削り、同条第三項第一号を次のように改める。

一 第一条の四第二項第一号又は第二号に掲げる場合
第四条第三項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、同項第五号

中「障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和三十五年法律第二百二十三号)第二条第一号に規定する」を削り、「同法」を「障害者の雇用の促進等に関する法律」に改め、同号を同項第四号とし、同条第五項中「第六条第五項」を「第六条第六項」に改め、「できるのは、」の下に「同条第五項各号に掲げる場合にあっては人事委員会が別に定める場合とし、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要がある場合にあっては」を加え、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 勤務時間条例第六条第五項の規定により休憩時間について別に定めることができるのは、人事委員会が別に定める場合とする。

第五条第一項中「勤務日等(」の下に「勤務時間条例第八条の三第一項の規定により時間外勤務代休時間が指定された勤務日等、」を加える。

第六条の二第一号中「(勤務時間条例第二条第三項に規定する定年前再任用短時間勤務職員をいう。以下同じ。)」及び「(勤務時間条例第二条第四項に規定する任期付短時間勤務職員をいう。以下同じ。)」を削る。

第三十条中「勤務時間条例第九条に規定する祝日法による休日及び年末年始の休日(以下「及び」という。)」を削る。

附則

(施行期日)

1 この規則は、令和六年六月一日から施行する。

(職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

2 職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則(令和四年千葉県人事委員会規則第三十七号)の一部を次のように改正する。

附則第三項中「第六条の二第一号」を「第一条の二」に改め、「並びに新規則」の下に「第六条の二、」を加える。

訓

令

船員の給料に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和六年三月二十二日

千葉県訓令第一号

千葉県知事 熊谷 俊人

水産事務所

水産総合研究センター

港湾事務所

船員の給料に関する規程の一部を改正する訓令

船員の給料に関する規程(昭和四十八年千葉県訓令第二十一号)の一部を次のように改正する。

第六条第五項中「第五条」を「第五条第一項」に、「の日数」を「並びに勤務時間条例

第三条第三項及び勤務時間条例第五条第二項において読み替えて準用する同条第一項の規定の例による勤務時間を割り振らない日の日数の合計日数」に改める。

附則

この訓令は、令和六年六月一日から施行する。

購読料

本号

一部

二四円

発

行

者

千

葉

市

中

央

区

市

場

町

一

番

一

号

千

葉

県

購読申込先

〇四三(二三三)二六五八